

## 議員提出議案等 ー 令和2年6月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	可決	6月24日
発議第6号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)	可決	6月24日
発議第7号	新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書(案)	可決	6月24日
発議第8号	種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書(案)	可決	6月24日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和2年（2020年）6月24日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

総務大臣 高 市 早 苗 様

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

農林水産大臣 江 藤 拓 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

衛 藤 晟 一 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

西 村 康 稔 様

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）

まち・ひと・しごと創生担当

北 村 誠 吾 様

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 東 昭 子 様

発議第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財

政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、

引き続き同規模の財源確保をはかること。

- 6 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 10 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）6月24日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 鈴 木 深由希

〃 黒 木 靖 治

〃 弓 掛 元

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 徳 岡 真 紀

〃 増 田 誠 宏

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
財務大臣	麻 生 太 郎	様
総務大臣	高 市 早 苗	様
文部科学大臣	萩生田 光 一	様
衆議院議長	大 島 理 森	様
参議院議長	山 東 昭 子	様

発議第 6 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

2019年12月の改正給特法の成立を受け、文部科学省は、2020年1月17日に改正給特法第7条に定めた指針を告示するとともに都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例・教育委員会規則が改正され、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」が策定されました。これらによって、4月1日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市立学校の教員についても同様の法的整備が求められていることは、言うまでもありません。「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながりません。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の対応については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けて少人数指導等を行うことも難しく、児童生徒に学びを保障することもままなりません。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をするよう、地方から国への働きかけが不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国

庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会



令和2年（2020年）6月24日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」  
特例の維持等を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

## 提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
農林水産大臣	江 藤 拓 様
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

## 発議第7号

新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」  
特例の維持等を求める意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきました。

本市においては「第2次三次市総合計画」、「過疎地域自立促進計画」を基に、市民一人ひとりが主人公として、それぞれ郷土・歴史・文化に誇りを持ち、「いきいき」と「安心」して、いつまでも住み慣れた地域で暮らせることをめざすまちづくりの取組を進めています。

しかしながら、過疎問題の根幹的課題である人口の減少は続いており、基幹産業である農林業の衰退、農地や山林の荒廃等による生活環境の悪化、集落コミュニティ機能の脆弱化などを踏まえた過疎対策は極めて重要な課題となっています。

こうした中、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末に期限を迎えることから、本市議会においては、令和元年6月定例会において、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を採択し、政府に対し新たな過疎対策法の制定を強く要望したところです。引き続き過疎地域の活性化に向けた総合的かつ積極的な対策が講じられるよう、次の事項について特段の配慮を求めます。

## 1 過疎地域の要件等

本市では、平成16年4月1日の市町村合併以来新たな三次市として合併後の区域全体を対象としたまちづくりに取り組んできたところであるが課題が山積している。

よって、持続可能な地域の実現に向けた切れ目のない取組を着実に推進する観点から、新たな過疎対策法における過疎地域の要件は、現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の状況を的確に反映したものとし、現行法に基づく「みなし過疎」の特例を新法においても引き続き設けること。

## 2 過疎対策事業への支援

過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債については、公共施設等の補修・改修や除却など、今後の増加が見込まれるソフト事業の財政需要にも対応できるよう、必要額を確実に措置すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じたリモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速を見据え、過疎地域における産業の振興、生活基盤の確立及び集落対策の推進等を支える土台となる、第5世代移動通信システム（5G）を含む高度情報通信基盤の整備を促進するとともに、支援措置を拡充強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）6月24日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 杉 原 利 明

〃 重 信 好 範

〃 掛 田 勝 彦

〃 月 橋 寿 文

〃 山 田 真 一 郎

種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする  
種苗法改定案の取り下げを求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見  
書（案）を次のとおり提出する。

## 提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
農林水産大臣	江 藤 拓 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 東 昭 子 様

## 発議第8号

種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする  
種苗法改定案の取り下げを求める意見書（案）

国会では、政府により提出された種苗法改定案が審議されようとしています。

政府は、主要農作物種子法（種子法）廃止の時に、種子法が廃止されても種苗法で補えるとしていましたが、この度の種苗法改定の最大の問題点は現種苗法の下での、農家・農民が初年度に購入した種から栽培した作物から、来年の種子（たね）を採る「種子（たね）の農家の自家増殖の原則自由（法第21条第2項）」が改定案では、「原則禁止で許諾制」へと、新しく開発された種子（たね）の特許権の役割を果たす、登録品種の「特性表」による育成者権の擁護と、「農家の種子（たね）の自家増殖を牽制」し、しかも違反者には懲役刑と罰金刑が同時に科せられるという、農家にとって非常に厳しい、法改定案が今年の通常国会に出されました。

農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進しています。これは、日本人が先祖から受け継いできた種子（たね）や、今まで国民・県民の税金で維持管理してきた品種の情報を、内外のとりわけグローバル（世界的）種苗会社の民間企業に提供することになります。これでは種子（たね）の公共性が著しく失われ、グローバル種苗会社の種苗支配により農業と食糧の独占的支配をまねくことになります。そして、経済的に弱い立場に立つ農家・農民はグローバル種苗会社の種苗を購入せざるを得なくなり、遺伝子組み換え・ゲノム編集の種子（たね）の取扱いや作付けが推し進められることになります。国内法である種苗法の改定によっては種

苗の海外流出防止はできません。防止の唯一の対策は農林水産省が2017年1月に述べているように、海外での品種登録が唯一の対策であります。

種苗法が改定されると、種苗購入費削減を図るために自家増殖が広く行われている、主要農作物（米・麦・大豆）、イモ類、豆類、イチゴや果樹類などの栽培はすぐに大きな影響を受けることになり、遠からず農家も地域の多様な種苗も激減することになります。引いては農業・農村の有する多面的な機能も失われ国土保全も危機にさらされることになります。

また、消費者の食の安全・安心は失われ、国民・市民への食糧自給はさらに不安定となります。これは食糧安全保障の問題です。

新型コロナウイルス感染拡大は新自由主義的な社会・経済の脆弱と差別性を白日にさらし、私たちはかつてない危機に直面しており、政府と国会に求められているのは、新型コロナウイルス感染症対策に集中することです。新自由主義に基づく種苗法改定に力を注ぐことではありません。

よって政府と国会に対し、次の事項を強く求めます。

- 1 国会提出された種苗法改定案を、取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

三 次 市 議 会